

マイナンバー

ねん がつ ほんかくてき うんよう かいし
2016年1月から本格的な運用を開始

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に、一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

2016年1月から、本格的な運用が開始され、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

マイナンバーが記載された「通知カード」は、簡易書留で世帯ごとに郵送していますが、本市に住民票を有する方で、通知カードが届いていない方は、市民課住民台帳グループ（22-7026）

へお問い合わせ下さい。



しょうがいしやう たいせつ ばんごう
生涯使用する大切な番号です

マイナンバーは、生涯にわたって使用する大切な番号です。

本人の同意があっても、正当な目的以外で使用することや、他人の番号を必要もなく聞き出すことは法律で禁止されており、不正使用に対しては、重い罰則が課されます。

番号が記載された通知カードなどの書類は、紛失や盗難に注意し、大切に保管してください。

せいど びんじやう かんゆう ちゆうい
制度に便乗した勧誘などに注意を

マイナンバー制度に便乗した勧誘や、個人情報聞き出す電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられています。

マイナンバーの手続きは、口座番号や所得、資産、家族構成などを聞いたり、お金の要求をしたり、商品販売や勧誘をするとは、一切ありませんので、ご注意ください。

ばゆん ひつよう
こんな場面でマイナンバーが必要です

しょうれい
○使用例

- 従業員 ⇒ 勤務先：源泉徴収票の作成や、健康保険・雇用保険・年金などの手続き
- 学生 ⇒ 学校など：奨学金の申請など
- 保護者 ⇒ 市役所など：児童手当の給付や、子どもの予防接種などの手続き
- 高齢者 ⇒ 年金事務所など：年金給付や福祉・介護制度利用などの手続き



マイナンバーを用いる手続きでは、身元確認が必要です

他人のマイナンバーを使用した「なりすまし」を防ぐため、マイナンバーを用いる手続きでは、正しい番号であることの確認（番号確認）と、手続きを行っている方が、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

○確認に必要となる書類など

番号確認書類	身元確認書類
通知カード 住民票（マイナンバー入り）	運転免許証、パスポートなど ※上記が困難な場合は、健康保険証と年金手帳など、2つ以上の書類の提示。
個人番号カード【1枚で両方の確認が可能】	

個人番号カードは、1枚で番号確認と身元確認が可能です。通知カード送付時に同封した「個人番号カード交付申請書」により申請し、交付を受けることができます。詳しくは、通知カードの同封書類をご覧ください。

2016年1月から、市の手続きにマイナンバーが必要です。マイナンバーの記入や提示が必要となる主な市の手続きは、次のとおり

手続き内容	お問い合わせ
転入・転居・転出などの届け出	市民課住民台帳グループ 22-7444
身体障害者手帳の交付に関する手続き	障害がい福祉課事業係 22-7468・7485
障害者自立支援給付の支給に関する手続き	
障害者福祉サービスに関する手続き	
生活保護の申請	保健福祉課地域福祉推進係 22-7450
国民健康保険に関する手続き	国保年金課調査給付係 22-7456
後期高齢者医療保険に関する手続き	国保年金課高齢者医療係 22-7466
保育園等入所に係る支給認定申請	こども支援課保育・教育係 22-7458
児童手当の認定請求	こども家庭課家庭支援係 27-8563
児童扶養手当の認定請求など	
妊娠の届け出	こども家庭課母子保健係 27-8597
養育医療・育成医療の申請	
小児慢性特定疾病病院医療費支給認定申請	
特定不妊治療費助成申請	
市営住宅の入居申し込み	住宅課入退居係 22-7497

※上記の手続き以外にも、マイナンバーが必要となる場合があります。

○お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 平日：9時30分～22時 土・日曜日、祝日：9時30分～17時